

仰願寺幼稚園 運営規程 兼 重要事項説明書

制定日：平成 30 年 7 月 1 日

改正日：令和 7 年 4 月 1 日

（施設の名称等）

第 1 条 学校法人當麻学園が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 仰願寺幼稚園

（2）所在地 台東区清川一丁目 4 番 3 号

（施設の目的）

第 2 条 仰願寺幼稚園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、子どもの受け入れ状況等により、員数が変動する場合がある。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 教諭 4人(常勤4人)

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(3) 事務職員 1人(常勤1人)

事務職員は、事務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(学期)

第6条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月7日 から 7月20日 前後まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月22日 前後まで

(3) 第3学期 1月8日 から 3月17日 前後まで

(特定教育・保育を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学年末休業(3月18日から3月31日まで)

(3) 学年年始休業(4月1日から4月6日前後まで)

(4) 夏季休業(7月21日前後から8月31日まで)

(5) 冬季休業(12月23日前後から1月7日まで)

(6) 開園記念日 (4月28日)

- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、午前9時00分から午後14時00分とする。

- 2 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 当園の利用に係る施設型給付費については、本園が法定代理受領するものとする。

- 2 当園においては、台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。
- 4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部その他の費用について、別表3に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	12人	31人	31人	31人	105人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第10条に定める利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 区が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、区からの求めがあった場合は、区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、区からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を区に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する区への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額	納付時期
設備維持管理費	施設設備の維持、更新、管理にかかる費用	100,000 円	入園時
教材費経費	遠足代、行事費、教材費等教育の充実にかかる費用	年長児年額 35,000 円 程度	必要時
		年中児年額 36,000 円 程度	必要時
		年少児年額 39,800 円 程度	必要時

別表 2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額	納付時期
冷房費	冷房使用にかかる費用	年額 4,000 円	7 月
暖房費	暖房使用にかかる費用	年額 4,000 円	12 月
用品代	新学期用品代	年額 23,000 円	入園時 及び必要時
制服代	冬服、夏服、体操服代	50,000 円 程度	入園時及び必要時
満 3 歳児教材費	満 3 歳児保育にかかる教材費	月額 1,000 円	毎月

別表 3

項目、内容、負担を求める理由、目的	金額	納付時期
入園の申込事務にかかる費用	3,000 円	入園申込時
英語クラスの受講にかかる費用 (利用者のみ)	月額 16,000 円	毎月
英語クラスで使用する教材費 (利用者のみ)	月額 4,000 円	必要時
預かり保育の利用者負担 (利用者のみ)	18 時まで 1 日 550 円	毎月
	17 時まで 1 日 450 円	

